

津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事等成績評定評価委員会設置要領

制 定 令和 3年 9月10日

(目的)

第1条 この要領は、「津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定通知要領及び津軽広域水道企業団津軽事業部委託業務成績評定通知要領（以下「評定通知要領」という。）」第6条第2項の請負工事等成績評定評価委員会に関する事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 津軽広域水道企業団津軽事業部が所掌する請負工事及び建設関連委託業務の成績評定（以下「評定」という。）の適正な運用を図り、受注者からの評定の内容に関する説明請求に対し適切に対応するため、津軽広域水道企業団津軽事業部に請負工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 評定通知要領第6条第2項の規定による説明請求に対する回答に係る意見に関すること。
- (2) その他説明請求の回答にあたって必要な事項に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は事務局長を、委員は部長、課長及び課長に準ずる者をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、第3条の審議を行うにあたり、意見を聴取するため、津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定要領第3条又は津軽広域水道企業団津軽事業部委託業務成績評定要領第3条に規定する評定者を委員会に出席させることができる。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときに委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、津軽事業部工事又は委託業務担当課が行う。

附 則

この要領は令和 4年 4月 1日から施行する。